

# 南国市ひとり親世帯生活支援特別給付金支給事務実施要綱

令和7年12月22日 南国市告示第187号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰の影響を特に大きく受けるひとり親世帯を支援するため、南国市ひとり親世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することから、その支給事務に関し、必要な事項を定める。

## (支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和7年12月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。）とする。

2 支給対象者が令和7年12月1日以後に死亡した場合は、当該支給対象者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）に対し、給付金を支給する。ただし、既に当該支給対象者に対して給付金が支給されている場合は、この限りでない。

## (給付金の額)

第3条 給付金の額は、監護等児童一人につき2万円とする。

## (給付金の支給の申込み等)

第4条 南国市は、支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の申込みに係る文書を送付した日から起算して10日を経過した日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給する。

## (給付金の支給の方式)

第5条 支給対象者に対する南国市による給付金の支給は、南国市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式により行う。ただし、申請者が

金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他口座に振り込む方式による支給が困難な場合に限り、南国市が窓口で現金を支給する方式により行う。

(給付金の支給等に関する周知)

第6条 市長は、給付金の支給に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件等の事業の概要について、南国市のホームページその他の方法による住民への周知を行う。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき支給された給付金について第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。